

筑西広域市町村圏事務組合筑西遊湯館の設置及び管理に関する条例

平成 15 年 3 月 28 日

条例第 8 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号 平成 22 年 2 月 19 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、筑西広域市町村圏事務組合筑西遊湯館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 筑西広域市町村圏域住民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、圏域住民の交流の促進並びに健康の保持及び増進を図るため、次のとおり公の施設を設置する。

名称 筑西広域市町村圏事務組合筑西遊湯館

位置 茨城県筑西市下川島 471 番地 2

2 筑西広域市町村圏事務組合筑西遊湯館（以下「筑西遊湯館」という。）に次の施設を設ける。

- (1) 浴場
- (2) プール
- (3) トレーニングルーム
- (4) リラクゼーションルーム
- (5) 大広間
- (6) 和室
- (7) 研修室

(運営管理)

第 3 条 筑西遊湯館は、常に良好な状態で管理運営し、その設置目的に応じて最も効果的に運営しなければならない。

(職員)

第 4 条 筑西遊湯館に館長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第 5 条 第 2 条第 2 項の各号の施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ筑西広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 管理者は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料等)

第 6 条 管理者は、別表第 1 に定めるところにより、筑西遊湯館の使用者から施設の使用料を徴収する。

2 管理者は、前項の施設（和室、研修室を除く。）の使用料の徴収に代えて、別表第 2 に定めるところにより、回数券及び会員券を発行し、当該回数券に係る使用料並びに当該会員券に係る年会費及び年会員に係る使用料を徴収することができる。

(使用料の減免)

第 7 条 前条の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第 8 条 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 筑西遊湯館の施設の維持管理上の必要があるとき。
 - (3) その他使用者の健康上の事由により筑西遊湯館の使用を不相当と認めるとき。
- (賠償責任)

第10条 使用者は、筑西遊湯館の使用に当たり、施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、管理者の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、管理者が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例で定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第3号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成22年2月19日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

施設の区分	使用料（1人1回につき）				
	大人	小人	高齢者	障害者	介助者
全施設 （和室・研修室を除く。）	600円	300円	500円	200円	200円
和室	1室2時間につき 1,000円 延長30分毎に 500円				
研修室	1室2時間につき 1,000円 延長30分毎に 500円				

備考

- (1) 小人とは4歳以上小学生以下を、大人とは小人及び高齢者以外の者をいう。
- (2) 高齢者とは、65歳以上の者をいう。
- (3) 障害者とは、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者で、かつ、身体障害者手帳又は療育手帳の提示をした者をいう。
- (4) 介助者とは、障害者を介助する者をいう。

別表第2（第6条関係）

区分	対象	料金及び使用料
回数券	大人	11枚綴り 6,000円
会員券	大人・高齢者	年会費 5,000円 会員使用料：大人（1人1回につき） 400円 ：高齢者（1人1回につき） 300円